

自動車リサイクル法登録・許可申請書等の郵送の方法について

1 申請書類の郵送による提出方法について

申請者は、次の書類等を同封し、提出先宛て（簡易書留、レターパックプラス等）により郵送してください。

- (1) 申請書等の正本（添付書類も含め全ての必要書類を送付してください。）
- (2) 申請書等の副本（記入・押印した申請書等正本の表紙のコピー）
- (3) 申請の場合、手数料分の栃木県収入証紙、POSレジから出力されたレシート又は栃木県電子申請システムの申込内容照会の申込内容印刷ボタンにて印刷できる画面コピー※（変更届出・廃業等届出の場合は不要）
- (4) 申請書等副本返送用の返信用封筒（普通郵便可。返信先を記載し切手を貼付したもの。）
- (5) 登録通知書・許可証返送用のレターパックプラス（返信先を記載したもの。）※（登録通知書をメールで返信希望の場合は不要）

2 申請手数料の納付方法について

- (1) 郵送により申請書類を提出する場合、必ず申請手数料として下記の金額分の栃木県収入証紙、POSレジから出力されたレシート又は栃木県電子申請システムの申込内容照会の申込内容印刷ボタンにて印刷できる画面コピー※（現金では受付できません。また、政府の収入印紙や他都道府県の収入証紙では受付できません）。
- (2) 申請手数料が納付されない場合であって、本県から相当の期間を定めて納付を求めてもこれが納付されないときは、申請を登録拒否・不許可とする処分を行う場合があります。

3 申請書類の補正について

上記2(2)の場合のほか申請書類に不備があった場合、本県から相当の期間を定めて補正を求めてもこれが補正されないときは、申請を登録拒否・不許可とする処分を行う場合があります。

【申請手数料の金額】

申請手数料の金額は、申請の種類に応じて次表のとおりです。

（栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）第2条）

区分	新規登録・許可申請	更新登録・許可申請	変更許可申請
引取業	3,000円	3,000円	—
フロン類回収業	4,000円	4,000円	—
解体業	78,000円	70,000円	—
破砕業	84,000円	77,000円	67,000円

※納付された手数料は、原則として還付することはできません。

【収入証紙の購入方法】（令和8（2026）年3月末で販売終了）

栃木県収入証紙は、栃木県内のコンビニエンスストア（ファミリーマート及びローソンの一部店舗に限る。）等の栃木県収入証紙売りさばき場所で購入できるほか、次の方法で購入することができます。

○郵送による購入

下記①～③を下記あて先まで郵送（現金書留）してください。

- ① 「郵送による『栃木県収入証紙』購入申込書（別紙案内参照）
- ② 栃木県収入証紙の代金（現金）
- ③ 所定の金額分の切手（別紙案内参照）を貼った返信用の定型封筒（長3又は長4サイズ）（購入者の住所・氏名を記入したもの）

○収入証紙販売者

宛先：〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎内 東館2階

栃木県職員生活協同組合 サービスカウンター 宛て

(収入証紙販売者電話番号 028-623-2534)

【POSレジによる支払方法】（令和6（2024）年10月から新規導入）

申請窓口等に設置した決済端末で納付する方法です。

○参考URL

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/20240709-cashlessroadmap.html>

【電子申請システムによる支払方法】（令和7（2025）年4月から新規導入）

栃木県電子申請システムによりクレジットカード等で納付する方法です。各申請によって申込フォームが異なります。下記URLの検索システムにて「自動車リサイクル法」と検索の上、希望する申請の申込フォームにお進みください。

○参考URL

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_initDisplay.action

※栃木県電子申請システムの申込内容照会の申込内容印刷ボタンにて印刷できる画面コピーを印刷できない場合は、様式第一、様式第三、様式第五、様式第八又は様式第十に整理番号を記入して他の書類と併せて提出してください。